裁判員経験者の意見交換会議事概要

仙台地方裁判所

日 時 平成24年10月26日(金)午後2時20分~午後4時20分

場 所 仙台地方裁判所第2会議室(6階)

出席者 司会者 渡 邊 英 敬(仙台地裁第2刑事部総括判事)

法曹出席者 鈴木信行(仙台地裁第1刑事部総括判事)

保 坂 直 樹(仙台地検公判部長)

草場裕之

(仙台弁護士会弁護士,刑事弁護委員会委員長)

裁判員経験者 4人(5番及び6番は欠席)

出席報道機関

河北新報社,朝日新聞社,読売新聞社,毎日新聞社,

東日本放送,宮城テレビ,NHK,共同通信社

本意見交換会の趣旨説明等

司会者(渡邉判事)

本日の司会を務めます仙台地方裁判所第2刑事部の渡邉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の意見交換会を開催する趣旨ということになりますが、大きく二つございます。まず1点目としましては、裁判員を経験された方々から率直な御意見や御感想を伺って、今後の裁判員裁判の運用の参考にさせていただきたいということです。2点目としましては、これから裁判員裁判に参加されます県民の皆様に、直接経験された方々の生の声をお伝えすることによって、不安感や負担感の解消につながる前向きなメッセージになるのではないかということです。

こうした趣旨の下,本日は4名の裁判員経験者の方をお招きしております。また,検察庁,弁護士会,裁判所から1名ずつ法曹関係者が出席しております。

本日の意見交換会の話題事項は大きく分けて二つございます。一つ目は裁判員裁判における評議の在り方について,そして二つ目は裁判員の守秘義務についてということになります。この2点につきまして,裁判員経験者の皆様から率直な御意見あるいは御感想を伺いたいと考えております。

また,話題事項に関する意見交換終了後に,裁判員経験者の皆様から,これから裁判員になられる方へのメッセージを頂戴したいと考えております。そして最後に,報道機関の方々からの御質問をお受けいただくという形で進行を予定しています。

皆様が参加されました事件の判決の時期はそれぞれ異なっておりまして,最近の方でも今年の2月ですし,一番間が空いておられる方は去年の10月というこ

とで1年前になりますので,もしかすると記憶も不確かとなっている部分もあろうかと思いますが,当時の様子を思い出していただきながら,御意見をいただきたいと考えております。

皆様の意見をお伺いできる貴重な機会ですので、報道機関の方のみならず、法 曹関係者が多数傍聴しておりますが、その目を意識されることなく率直な御意見 をいただきたいと考えております。よろしくお願いします。

自己紹介

司会者(渡邉判事)

初めに,本日御出席いただいた裁判員経験者の皆様から,お一人ずつ,自己紹介を兼ねて,裁判員裁判に参加された全体的な御感想などを簡単にお話しいただければと思います。

まず1番の方からということになりますが、1番の方は去年の10月判決の殺人未遂2件の自白事件を担当されております。審理日数は2日、評議日数は1日ということでした。では何か一言いただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

裁判員経験者1番

裁判員裁判を経験して,私は,毎日の対話の大切さを痛感いたしました。 家庭の中でも会話の機会が増えまして,ちょっとしたことでも,気になったら 会話するように心掛けています。

司会者(渡邉判事)

どうもありがとうございます。次に2番の方ですけれども,同じく去年10月 判決の現住建造物等放火の自白事件を担当されていらっしゃいます。審理日数は1日半,評議日数は1日という事件だったようですが,それでは一言お願いします。

裁判員経験者2番

初めて裁判員裁判を経験して,テレビとは違うんだなと,率直に言ってしまうとそういう感じです。非日常的なところに入っていって,裁判はこういう形でやっているんだなと,できれば自分が座っている反対側には座りたくないなという感じはしました。できるのであれば,きれいな人生を送りたいなというのが本音でした。

司会者(渡邉判事)

1番の方もおっしゃっておりましたが,裁判員裁判が終わってからこんな点が生活面でも変わりました,ということはありますか。

裁判員経験者2番

直接変わったことはないですが、できるだけ裁判所のようなところにお世話にならないように、私は趣味で自転車やっているんですけど、交通ルールもきちんと赤信号も守ると、たわいもないことでも守るようになりました。

司会者(渡邉判事)

ありがとうございます。続いて3番の方ですけれども,去年11月判決の殺人の自白事件を担当されております。審理日数は4日,評議は2日間となっております。どうぞ一言お願いします。

裁判員経験者3番

自分が裁判員に当たってしまうとは思っていなかったので,何も考えずに外れるだろうと思っていました。最初は,裁判員に当たってしまって,人を裁くのが私でいいのかなと思ったのが正直なところです。私が担当した事件では,被告人は殺人を認めていたのですが,それをプロではない,裁判所にも来たことがないような一般の人間が裁くというのはちょっと怖いと思います。人の人生を変えてしまうことでもありますので。できれば一生伺いたくないと思っていました。でも,何のご縁があったのかは分かりませんし,何がいいとか悪いとかは言葉では表せないですが,裁判員裁判を経験して良かったと思います。裁判中はずっと裁判のことしか頭になくて,裁判が終わってからも,被告人はどうなってしまうのだろうとずっと気にはなっていました。今でも気にはなっています。裁判員裁判を経験したいという人も中にはいらっしゃるんでしょうけど,やりたいといってもなかなかやれることではないと思うので,貴重な経験をさせていただいたと思います。

司会者(渡邉判事)

今の話の中で,人を裁くのが私でいいのか,怖いと思った,ということなんですが,裁判員の仕事は責任がある仕事だと思います。責任を果たさなければということの裏返しということなんでしょうか。

裁判員経験者3番

今まで経験がなかったことですし、法律のプロと会話することになるわけです。 それで、経験もない、何も知らないのに、人に刑を与えるということが、ちょっ と難しいところではあります。

司会者(渡邉判事)

そう感じてもおかしくない立場に置かれてしまうのですね。その辺りも,おそらく後でお話が出るかと思いますので,また詳しく述べていただければと思います。最後に4番の方ですけれども,今年2月判決の強盗致傷,窃盗の自白事件を

担当されております。審理日数は1日半,評議日数は1日ということです。それではお願いします。

裁判員経験者4番

裁判をしている最中に被告人の親御さんが出てきて、親が一生懸命弁護している姿とか、更生させるから刑を与えないでなどと切々と言ったりしました。そういうのはすごく心を打たれました。一方、69歳の女性の方が、傷害を受けてお金を奪われる事件だったのですが、私と同じ年齢だったものですから、今回の女性の方のような弱者が被告人にやられてしまうというのは許せないという気持ちもありました。今は近所の人などに裁判員の経験を話して、裁判員制度に参加するように勧めるというようなことを実際にやっております。

司会者(渡邉判事)

審理の過程ではおそらく情状証人ということで親御さんが出られて,その話を聞くとなるほどと思われ,また,被害者のことを考えると,確かに被害者にも目を向けなければと思われて,いろいろ考えていく中で刑を決めていったということなんでしょうね。また,最後の方で取り上げる話題にもなるんですけど,そのような経験をされたとお話されているんでしょうか。

裁判員経験者4番

そうですね。

司会者(渡邉判事)

その辺りは,また伺うということにいたします。どうもありがとうございました。

司会者(渡邉判事)

それでは,次に本日御出席いただいている法曹関係者の方からも簡単に自己紹介をお願いしたいと考えております。最初に,仙台地方検察庁の保坂検察官から自己紹介をお願いします。

保坂検事

仙台地検の公判部長をしております保坂と申します。よろしくお願いします。本日はお忙しいところ誠にありがとうございます。私は昨年の4月に仙台地検に参りまして1年半裁判員裁判を見ておりますが,今年の春に行われた意見交換会にも参加させていただきまして,やはり裁判員の方と直接お話をする機会というのがこういう機会に限られておりますので,そこでのお話が貴重な御意見だと思っております。前回の御意見も踏まえまして,冒頭陳述とか論告といったことについては,分かりやすくするよう心掛けるようにもしております。御承知のとおり検察官というのは,有罪立証の責任を法律上負っておりまして,自分たちの主

張や立証が受け入れていただけるかどうかは別として,主張していること,立証していることを正確に御理解いただくことが前提でありまして,そういった点について,我々の言いたかったこと,伝えたかったことがきちんと伝わっているのかといったことなどを中心にお聞かせいただければと思っております。よろしくお願いします。

司会者(渡邉判事)

続きまして,仙台弁護士会の草場弁護士からお願いします。

草場弁護士

仙台弁護士会の草場です。刑事弁護委員会という委員会の委員長をしております。私自身は,裁判員裁判は合計4件担当しておりますが,本日お集まりいただいた皆さんが担当された事件のうち2件を担当しております。是非忌憚のないお話を伺いたいと思っています。裁判員の方の評議がどのように行われているかを私達は知る機会が全くありませんので,毎年行われているこの場が唯一の機会で,そのように裁判員の方から直接お話を聞ける機会が制限されていること自体,制度をよくするためには変えていかなければいけない部分だと思いますが,制度を変えるためにもここで皆さんのお話を伺って,それを守秘義務の改正ですとか,そういう点で生かしていきたいと思っております。最初にそれぞれの方から感想をいただきましたけれども,その中で既に興味深いお話をいただいているので,この後たくさん聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

司会者(渡邉判事)

最後に、仙台地方裁判所から鈴木裁判官が出席されています。

鈴木判事

鈴木と申します。裁判員を務められるだけでも大変なエネルギーを要することだと思うんですが,更にこういう意見交換会に参加していただいているということで,本当に感謝しております。たまたまなんですが,今回の4名の方は皆様,私と一緒に合議体を組んだ方々で,何と言われるかちょっとびくびくはしているのですが,自分は打たれ強いと思っておりますし,検察官・弁護士の方々も打たれ強いと思いますので,本当に遠慮なく御意見をお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

司会者(渡邉判事)

皆様自己紹介ありがとうございました。

1. 評議の在り方について

(1) 当事者の主張の分かりやすさについて

司会者(渡邉判事)

早速ですが,本日の一つ目の話題事項であります裁判員裁判の評議の在り方について意見交換をして参りたいと思います。多少説明的なところが頭でっかちになるかもしれませんが,導入としてお聞きください。評議では,裁判員の皆様の意見をいただいて有罪か無罪か,そして有罪であれば,被告人の適切な刑罰を決めていただくことになりますが,これらは,判決を作り上げていく裁判員裁判の中核的な部分ですので,充実したものになることが要請されているところです。

充実した評議となるためには、当事者である検察官、弁護人から判断を求められているもの、評議のテーマとなる部分について、しっかり把握できなければいけないと思います。それを議論する上で、判断するための材料、証拠について、当事者から過不足なく与えられているということになろうかと思います。これらの実情がどうだったのかという点について、御意見をいただこうと考えております。

そして充実した評議となるためには、その運営の在り方も問題となろうかと思います。評議は意見交換によって判決を作り上げていく過程ということですので、予め筋書きを提示できるものではないということになりますが、順を追って今何が議論されているのかという点を理解していただく必要がありますし、議論のためには、刑事裁判の基本的なルールですとか刑罰の制度の理解が前提になります。また、活発な意見交換のためには、話しやすい雰囲気が確保されていないと、なかなか議論はしづらいものがあろうかと思われます。有罪か無罪かを決めるにつきましても、いろいろな事情を検討して、悩み抜いて結論を出しているところですけれども、十分な議論の時間があったのかどうかというところも関心があるところです。これらはひとえに裁判官の評議運営の在り方によって大きく影響を受ける可能性がある部分なのかなと思います。これからいただく意見は、もしかすると評議の内容の秘密に関わるデリケートな部分にもわたるかと思いますが、評議の秘密を意識されながらも、順次率直な御意見をいただきたいと考えております。

こういう前置きなんですが、評議の前提となります当事者である検察官、弁護人から判断を求められているもの、評議のテーマとなる部分、当事者の主張がしっかり把握できたかどうか、分かりやすいものであったかどうかという点について御意見をいただこうと思います。まず、刑事裁判の手続の流れを振り返っておきますが、冒頭手続で検察官から裁判のテーマということで、起訴状の朗読という形で提示されます。そして被告人、弁護人の罪状認否がありまして、争う事件なのかどうなのか、何が争点なのかをそこで簡単に把握した後、検察官、弁護人

から冒頭陳述という形でより具体的な主張が行われて、事案の概要とともに、犯 罪が成立するのかどうか,どのような刑を科すのかを決める上でポイントとなる 情報が提供されていたのではないかと思います。その後,審理計画に従って判断 に必要とされた証拠,これは証拠書類もありますし,証人,被告人の話を聞くと いうこともありましょうし,そういう証拠調べを踏まえまして,最終的に検察官 からは論告、そして弁護人から最終弁論という形で、我々の主張が正しいんだと いうプレゼンが行われていたかと思います。これらを通じて,この事件では何が 問題となっていて,何を判断しなければいけないのかということを御理解いただ いたのではないかと思うのですが, 先ほど申し上げたとおりで, 当事者が何につ いて判断を求めているのかを理解するのが評議の出発点ということになるもので すから、ここに問題があると、なかなかスムーズに評議に入っていけないという ことになります。そこで、検察官、弁護人の主張が理解できたかどうかという点 について御意見をいだたきたいと思います。まず,お気付きの点,ここは分かり やすかったとか,一体何に判断を求められているのかちょっと分かりづらかった というところが御紹介いただけるようでしたら、どなたか口火を切っていただき たいと思うのですが,どうでしょうか。

裁判員経験者2番

検察側,弁護側から資料が出てきたのですが,双方全然違うまとめ方をしていました。検察側はA3判1枚で分かりやすく体系立てて資料を作っていて,意外と分かりやすかったんですが,どちらかというと弁護側は文章でずらずらと書いていて,ちょっと行間を読まなきゃいけないというところがあった気がします。

司会者(渡邉判事)

まずそれを感じられたということですね。

裁判員経験者2番

ちょっとレベル感が違うなあと。裁判員裁判なので,やっぱりどこまで我々に理解してもらえるかというのがポイントだと思っております。資料の作り方を工夫されているのは,検察側の方かなと思います。工夫してもらっているなと率直に感じました。

司会者(渡邉判事)

資料の作りから分かりやすさが随分違っていたというところですか。

裁判員経験者2番

自分ではそのように感じました。資料の作りについても,ある程度同じレベル感で作ってもらった方がみんな理解しやすいのかなと一番最初に思いました。

司会者(渡邉判事)

4番の方からもお願いします。

裁判員経験者4番

お話がありましたように、検察側は、カラーで図的に犯行の計画、実行というように分かれて書いてありました。それは確かに、分かりやすかったです。でも、文字だけというのは読むだけでも大変だったし、どういう事件だったのか最初は理解もできなくて、ただただ話を伺っていました。次第に分かってきたのですが、最初は本当に分からなかったです。そこが一番感じたところです。でも、段々と事件の内容も裁判長や裁判官の話を聞いているうちに把握してきました。

司会者(渡邉判事)

最初に冒頭陳述という形で,この事件はこういう事件なんですという事案の概要の紹介があって,皆さんが担当されたのは自白事件ということで,量刑が一番大きな争点だったんですが,量刑を考える上でポイントとなる事実,これから立証していくところが提示されたと思うのですが・・・。

裁判員経験者2番

きれいに整理されているか,文章で書かれているかというのでは,理解のしや すさが違うと思いました。

司会者(渡邉判事)

4番の方からもお話がありましたように,事件の理解が十分ではないと不安を感じながら裁判に入っていってしまった,というのが実情ということなんでしょうか。

裁判員経験者4番

はい,そうです。

裁判員経験者2番

あとは,裁判官の方のフォローの中で理解していくというようになりました。

司会者(渡邉判事)

その点はいかがですか。出だしのところでまず当事者がこの事件をこう見てるんです,ここが大事だと思いますと,ここがこうなんですということが提示されると思うのですが,そこがこういう事件なのかというのを前提にしてその先の証拠を見られたのか,あるいは何かよく分からないなと,裁判官の説明を聞いて証拠を見ながらなんとなく分かってきたのかというところなんですが・・・。

裁判員経験者3番

正直難しい感じはしました。2番の方と4番の方がおっしゃっていたように ,

検察側の資料の方が分かりやすいと思いました。弁護側の資料は全部文書で弁護するので、言いたいことは分かるのですが、インパクトが違います。また、裁判官の方から、これはこういうふうな事件なんですよというのをいろいろお話いただいて、内容がようやくつかめたという感じでした。

司会者(渡邉判事)

体裁ばかりの問題じゃないのかなと思うんですけど,入り口の問題として,主張の理解のしやすさがどうも差があったんじゃないかということを感じられたということですかね。

裁判員経験者3番

そうですね。

司会者(渡邉判事)

証拠調べをし、最後に証拠調べを踏まえて、事件の争点について論告弁論の中で、改めて量刑を考える上でポイントとなる事項の指摘があって、それぞれの立場から、これはこういうふうに評価するんですという訴えかけがあったと思います。2番の方が参加された事件というのは、知的レベルに問題がある被告人が自分の感情とか行動を適切にコントロールできなくて放火してしまったと、こんな事件だったと思うんですが、そして主張の対立としては実刑か執行猶予かということで、今申し上げた知的レベルに問題がある中での動機形成というところがポイントだったのかなと思いますが・・・。

裁判員経験者2番

そこなんでしょうけど,ただ個人的には,裁判の話なのか社会的な問題の話なのか,そういう知的レベルに問題がある人をどういうフォローをしていくのかという,もっと幅広い話になってしまうのではないかという気がしていました。ただ,裁判で決めることというのは,今回の場合は執行猶予を付けるか付けないかとか,刑の決め方というところだったんですけど,やっぱり背景にあるものも気にはなっていました。

司会者(渡邉判事)

おそらくその事件で弁護人からは、どういう手の差し延べ方といいますか、社会のフォローの仕方も量刑の中でしっかり考えてくださいという指摘があったんじゃないかと思うんですが・・・。

裁判員経験者2番

情に訴えるというか,更生のチャンスがまだあるところは,弁護人の方から全体的にアピールしていただいて,そこは考慮すべきポイントなのかなと思いましたけど,それをどこまで反映していいのか割合がよく分からないと感じました。

司会者(渡邉判事)

そこの悩みは,評議の中で量刑を決める上でどういった点を重視するかという ところだとは思うんですが・・・。

裁判員経験者2番

必要な資料は参考としていただきました。

司会者(渡邉判事)

主張というところでいくと、検察官、弁護人がそれぞれ主張していることは理解できましたか。

裁判員経験者2番

言っていることは理解できました。

司会者(渡邉判事)

実刑か執行猶予かというせめぎ合いの事件だというところも理解できましたか。

裁判員候補者2番

そこは比較的早い段階で,裁判員全員が理解できたと思います。

司会者(渡邉判事)

1番の方が参加された事件は、介助を要する奥さん子供さんを道連れにしようとした無理心中の事案だったと思います。長年そういうお二人を介助してきた経緯というんでしょうか、それに基づいてというんでしょうか、その動機とか、あるいは今後の支援態勢という辺りが論告弁論で指摘されていたようです。この事件は、その辺りがやはり考えどころかなと思うのですが・・・。

裁判員経験者1番

相談もしないで一人で思い詰めて、それが犯行に至っているという状況もあったようでして、そういう思い詰めていたという状況でしょうかね、それが考えどころと思いました。

司会者(渡邉判事)

論告弁論ということになりますと、3番の方の事件というのは、共犯者からの心理的な拘束といいますかマインドコントロールを受けると、その前提としての経緯ですとか、そこから形成された人間関係が複雑で、これをどう理解していくのかということで、相当大変な事件だったかと思うんですが、どこを重視してこの先考えていくのか、それが論告弁論で提示されていたことになると御理解いただけていたのか、というところはいかがでしょうか。

裁判員経験者3番

理解はしていました。ただ,裁判員の中で女性の方が比率が高かったので,入り込んでしまうというか,この気持ちも分かるし,こっちの気持ちも分かるし,難しいよねっていう話はしていました。

司会者(渡邉判事)

当事者からそれぞれ提示されたところを御理解いただいた上で評議に入っていけたというところが重要なポイントだと思いますがその点はいかがですか。

裁判員経験者3番

あそこまで資料を揃えてもらうと、分かりやすいですね。言葉で聞くのも分かるのですが、それを図にしてもらうと、やっぱりここが大切とか、理解は深まりました。

司会者(渡邉判事)

先ほどのお話からすると、分かりやすい資料を提供したのは検察官ということなんですね。弁護人から提供された資料というか、弁論要旨というのがあったと思いますが、確かに文字は沢山書いてあって、すぐに何が書いてあるか探しづらいところがあるのかもしれません。書かれてあった内容として、心理的に強い拘束を受けたことで犯行を行うと、それは刑事責任に影響するんですよと、そんな強い非難は課せられないんですという、その事情がどうして量刑に結びつくかという説明の部分があって、それは弁護人が随分考えて説明しているなと思いました。そこはお聞きいただいて理解できたのでしょうか。期待可能性という言葉も出てきて、そこは難しいかなと思いましたが、それにしても、心理的に拘束されて、その状態で犯行を行ったことは、どうして責任に影響して、またそれが責任、非難が減少する方向に働くんですという説明ぶりもあったと思いますが、聞いただけではすっと入ってこなかったのではないでしょうか。

裁判員経験者3番

聞いただけではそうですね。

司会者(渡邉判事)

その後の裁判官のフォローで理解したのですか。

裁判員経験者3番

それが多分大きいと思います。

司会者(渡邉判事)

4番の方の事件でいいますと、共犯事件で、犯行態様や結果、計画性の辺りに

争いがなくて,むしろ弁護人からは反省,後悔とか,被害者が許しているかどうかと,更生可能性といったところが訴えられて,実刑なのか執行猶予なのかという対立軸があって,それぞれが重要と思われるところを御主張いただいて,何を求められているのかということについては,理解しやすかったということになりますか。

裁判員経験者4番

当事者から事件が詳しく説明されると、評議室に入ったときに、裁判長や裁判官が、お茶を飲みながらこういうことですよと説明してくださったんです。そのときに、ああそうなのかと理解することができました。他の方にとっても、すごく複雑というわけではなかったのではないかと思います。 克明に図に表されてとても分かりやすかったですし、最後は本当に理解して、結論に至ったと思えました。

司会者(渡邉判事)

4番の方の事件では,他の事件とは違って,弁護人からも1枚ものというんでしょうか,そのような資料が提示されて,字が沢山というよりは項目が書き出されていて,そういう意味ではそれぞれの主張がすぐ見られるという体裁だったようですが,それが影響しているんでしょうか。

裁判員経験者4番

私の場合は,難しい言葉もなかったし,何回も読んでいるうちに事件の内容を本当に理解することができました。他の裁判員の方々とも,色々とお話し合いすることもできたし,難しくて悩んで理解ができないということは,なかったような気がします。

(2) 当事者の立証の分かりやすさについて

司会者(渡邉判事)

主張というところを概略伺ってきました。次に、その主張を判断するために証拠調べが行われましたが、その証拠調べについて御意見を伺いたいと思います。証人尋問、あるいは被告人質問が行われて、証拠書類の取調べも行います。これらは、どの事件においても共通ですが、ほかの事件の審理の経験がないと、比較してお話しいただくのは難しいと思うのですが、証拠調べという手続の中で、お感じになられたことはどうでしょうか。何かこういうことがあって、分かりにくかったとか、逆に、想像していたよりも分かりやすかった、内容はよく分かりましたということでもよろしいんですが、何かありましたでしょうか。

裁判員経験者2番

私のときは、証拠はほとんど写真、物はライター1個だったのですが、写真では燃えた場所を示したものがありましたが、こんなものなのかなと感じました。対象物は燃えていますし、その後の震災で流れて、現状は分からない。だから、我々は、とりあえず写真で見せられて、判断しなければならなかったのです。

司会者(渡邉判事)

放火の事件ですから,財産的な被害をどう考えるか,その前提として現場を調べていくことになったと思いますが,まず,分かりやすかったということですね。

裁判員経験者2番

どこが燃えたかというのを,指で示してもらったんですが,二次元で見てるだけでは分かりづらいというか,部屋のここが燃えました,それをこの方向から撮っていますという証拠なんですが,例えば,それをビデオで見られないのかなと思いました。撮っているのかどうかは分かりませんが,そういう動画的なもので見せられた方が,被害の規模感が分かりやすいと思います。

司会者(渡邉判事)

犯行状況というところでは,写真などがあって,動画があればよりよかったということですね。

裁判員経験者2番

できるかどうかは分かりませんが,そう思います。

司会者(渡邉判事)

先ほど紹介しましたが,この事件は,知的レベルに問題があるということですが,それが何なのか,あるいは,知的レベルに問題があることで,どうして犯行に結びついたのか,という辺りがポイントになったと思います。そこは鑑定書や鑑定されたお医者さんの供述調書の朗読という形で進んだようですが,そこに何か難しさというところはなかったですか。

裁判員経験者2番

専門用語が入ってきたところと,理解しにくい部分がありましたが,前後の文脈で何となく分かりました。ただ,100パーセント言葉の意味が分かってないから,それが具体的にどこまでのインパクトを持った言葉なのかは,分かりませんでしたが,だいたいの雰囲気は分かりました。

司会者(渡邉判事)

もしそこで,お医者さんが法廷に来られて,説明してくださるという審理だったらどうですか。

裁判員経験者2番

やっぱり、かみ砕いて説明してくれるんじゃないかという気がします。

司会者(渡邉判事)

供述調書や鑑定書の関係で,もし供述者や鑑定人がそこにいたら,こういうことが聴きたかったなということはありましたか。

裁判員経験者2番

細かいところは記憶が飛んでいるのですが、いくつか難しいところは、聴いて みたいと思いました。

司会者(渡邉判事)

その事件では、被告人の供述調書を調べた上で被告人に話してもらうという、 二段構えで調べたようですが、供述調書を調べるのであれば、そこにいる被告人 に全部話してもらいたいな、生で聴きたいなという希望はありませんでしたか。

裁判員経験者2番

その方が分かりやすいのですが、そこはそういうルールなのかな、進め方としてそういうものなのかなと受け入れました。ただ、その場で今言ったことを本人に確認するのが一番よいと思います。

司会者(渡邉判事)

どこまで、何を調べるのかというのは、難しくて、限られた時間の中で組み立てることにいつも悩まされているのですが、欲を言えば生の声を聴いた方がよいですか。

裁判員経験者2番

できるならばすべて生の声の方がよいと思います。ただそうすると,ドキュメントと言っていることが違った場合めちゃくちゃになってしまうのかなという心配があります。普通に考えるとそうなってしまうから,ある程度,段取りを踏んで証拠調べの方法などが決まっているのかなと思っています。

司会者(渡邉判事)

ほかの方はどうですか。証拠調べを振り返ってみて、大変だったなという感じかもしれませんが、3番の方は、証拠調べをする時間も証人尋問の時間も長かったですし、被告人質問も長かったという審理を経験されたようですが、何かお気づきの点はありましたか。

共犯者とされる2人が証人で来たと思うのですが、証人尋問とともにそれぞれについて、先ほどと同じように、供述調書の朗読をしたことについて、どうして、 二つやるのかなという疑問は持たれたのでしょうか。そういうものなのかなとい うことだったのでしょうか。

裁判員経験者3番

そういうものなのかな,という感じでした。

司会者(渡邉判事)

審理としては、初日に90分かけて、証拠書類の取調べから入ったと思うのですが、思い出していただけましたでしょうか。証拠書類の朗読を一方的に聞かされるというのは、かなり苦痛なのかなと思うのですが、集中力が続いたのかという点としっかり証拠の内容が理解できたのかという2点に関心があるのですが、いかがでしたでしょうか。

裁判員経験者3番

まず,自分が裁かれていると思うくらいの緊張感がありました。裁判官の方が,1回法廷に出れば慣れると思いますとおっしゃっていたんですが,そのとおりでした。集中力や証拠の内容の理解については,事件が事件で複雑だったので,自分でも分かりません。

司会者(渡邉判事)

全体像を理解するのに,なかなか大変だったような感触を受けているのですが, 今から振り返ると,こういう点で,証拠調べのやり方を工夫してもらうと,もう 少し分かりやすくできたのではないかと思われるところはありますか。

裁判員経験者3番

凶器がバット1本だったので、それがすべてを物語っていたと思います。誰が何を言おうが、これで人の命を奪ったんだというのがあって、必ず、そういう事件にはそういう証拠が出てくるのが当たり前なので、内容は複雑だったのですが、凶器はこれだけっていう感想でした。

司会者(渡邉判事)

もう少し、証拠としてこういうものもあればということはありましたか。

裁判員経験者3番

2番の方がおっしゃったように、もし可能であれば、写真ではなく、映像がほしかったです。ここが現場だったというのはテレビで見てますが、それを普通に自宅のテレビで見るのと、法廷の中で映像として見るのとでは、印象が違うと思います。写真ではなく映像で見せていただければ、もっと違う感覚を持ったのかもしれないです。

司会者(渡邉判事)

証拠の方法によって,より臨場感を持って,より事件に迫っていけたというと ころでしょうか。

証人尋問や被告人質問で,かなり時間がかかった事件のようなので,御紹介した訳ですが,尋問のやり方で,何が聴きたくてこの質問をしているのか,どういう方向に向かってこの質問がなされているのかというところは理解しやすかったのでしょうか。

裁判員経験者3番

弁護士の方が、その質問はなぜ聞くのというような印象はありました。

司会者(渡邉判事)

この事件のアンケート結果では,審理内容が理解しにくかったという意見が多くありました。どこに問題があったのでしょうか,尋問のところだったんでしょうか。

同じように証拠調べのところでいうと、1番の方の事件で、被告人の奥さんの 証人尋問を行ったようですが、子供さんについては、御病気ということもあって、 生の話が聴けず、供述調書を取り調べたようですが、お子さんの声も生で聴ける と事件の受け方が違ったものになったのでしょうか。

裁判員経験者1番

奥さんと子供さん,それぞれの主治医がいらっしゃって,2人の話が詳しく聞けたので,2人の様子はよく分かりました。

保健師さんも出てこられて,被告人が2人を抱えて,どのような生活を送ってきたのかというところは,証拠調べを通じて理解できました。

司会者(渡邉判事)

4番の方の事件で行くと、これも供述調書がかなり朗読されていて、犯行に至る経緯とか、犯行状況についても、供述調書に負うところが多かったようなんですけれど、生で聴きたいなとは思われなかったですか。

裁判員経験者4番

実際は、来なかったんですけれども、事件を起こすきっかけになったのは、お金の取立てが強かったらしいんですね。それでどうしてもお金が欲しくて、窃盗と傷害をやったらしいんですね。その責めた人の名前が最初は出てなくて、後からは出てきたんですが、その人もある意味では、ああいうところに出てきて、何か一言言うのか、それとも自分は事件に全く関係ないっていう状態になっているような、調書には名前は載っているんですけれども、実際、影も形もないです。あれだけ強く言ったから犯行を起こしたのかなと。

司会者(渡邉判事)

きっかけになるところが重要なのかなと思ったので、どういう人からそんな思いを受けたのか、そこは聞いてみたかったということですか。

裁判員経験者4番

地域の人は,知っているみたいな感じを受けましたけど,この24歳の男性は,強い脅しでやらざるを得なかったという状況にあったのではないか,それでなければ,あんな事件は起こさなかったのではないかというところが重要だと思いました。

司会者(渡邉判事)

こういう証拠調べの仕方をしたらよかったんじゃないかなという意見をいただきましたが、逆に必要のない証拠を随分調べたのではないかという感想をお持ちの方いらっしゃいますか。もっと、工夫した方がいいんじゃないかなとか。

裁判員経験者1番

事件を審理する上での証拠は、十分に提供されました。立場は違っていても、 弁護人も検察官も裁判所も気持ちを一つにして、被告人の更生に向かって行くよ うな気持ちが感じられました。

司会者(渡邉判事)

この辺りで御質問があれば法曹三者の方からいただきたいと思います。

保坂検事

冒頭陳述や論告について,大変分かりやすいとお褒めの言葉をいただきまして, うれしく思っております。そのメモの関係ですが,メモを使って順番に従って評 議がされるという感じなのか,つまり,評議を進める上でこのテーマについて, 次やりましょうというふうに,論告のメモに従って,やって行くことができたの かどうか,評議で使えたのかどうかについて,お尋ねしたいのですが。

司会者(渡邉判事)

特定のテーマを議論する上で,それぞれの主張がこういうふうに提示されていますという確認とか,その主張の持つ意味ですかね。評価の仕方と提示された論告あるいは弁論について,メモを参照しながら進んでいけましたか。そういうものに耐えられるものだったかどうかという質問ですが。

裁判員経験者2番

言いたいことがまとまっている資料だったので、そういう面では見やすくて、 使い勝手がよかったという印象です。

裁判員経験者1番

すごく分かりやすかったです。

裁判員経験者3番

分かりやすかったです。

裁判員経験者4番

今の時代に、カラーで表にあらわして、図面みたいにきちんと書いてくれた。 多分弁護士さんの方は、書面上は、ずっとマニュアルどおりに今までやってこられたと思うんですが、そのような文書を書かれているんだと思います。でも、私たち初めて読んでいるときに、何度読んでも、最初分からない感じを受けていたんですよ。それで検察側の方の色刷りのもので矢印やなんかを書いてくれたときは、ちょっと頭に入りやすかったというのは第一印象でした。今の若い検察の方たちは、こういう風なのを取り入れるんだなと。そして、裁判長さんがおっしゃって、これは新しいやり方なんだなと思って、それなりに入りました。

司会者(渡邉判事)

裁判員裁判になってから、こういう形になったんであって、以前はずらずら書いてあって、読めって、そんな感じだったんです。

草場弁護士

何点かあるんですが,2番の方は知的レベルに問題がある事件ですよね。知的レベルに問題があるが故にこの事件がもし起こったとしたらそれは量刑を考えるに当たってどんな意味があるかという,その辺りのところは,裁判所から御説明があったのか,それとも,弁護人の説明を受けて,自分のイメージを作って判断されたとか,その辺りはどうでしょうか。

裁判員経験者2番

知的レベルに問題があるという部分をどこまで量刑に反映するかという点は,評議の中で裁判官,裁判員の話合いの中で自分なりの見解を持って,多少なりとも汲むべきものはあるのかと思いました。単純に放火する行為に対しての判決を下すのであれば簡単でしょうけれども,周りにいろいろなものがくっついて回るのでそれはそれなりに判断すべきものかなと思います。

草場弁護人

周りについているというのは。

裁判員経験者2番

それは,知的レベルに問題があることを量刑の中に見ないといけないですし, 裁判所が知的レベルに問題があることを解決できるわけではないですから,社会 に期待感を込めてのものですし,逆に弁護側も周りの社会に期待感を込めて量刑 を求めているということも感じました。

草場弁護人

3番の方の事件は、心理的拘束が強くてこの事件が起こったかどうかが、そもそも、争点の一つだったと思うんですが、心理的拘束が仮に強かったとしたら、何故、刑が軽くなるのかという、その辺りは、双方の冒頭陳述、それから証言を聴きながら、一定のイメージを浮かべながら聞いておられたでしょうか。それとも、そこも弁護側の冒頭陳述が分かりにくかったために、よく分からないまま証言を聴いてしまったという感じなんでしょうか

裁判員経験者3番

いや,自分なりに解釈はしています。分からないところは,裁判官の方に聞いています。

草場弁護人

その心理的な拘束が強かったら量刑に影響があるかどうかというのが争点です よという形で,証拠調べを聴いておられたんですかね。

裁判員経験者3番

それでくくってしまったら,まずいですよね。人ひとり亡くなっているんですよ。

草場弁護人

分かりました。

(3) 評議の運営について

司会者(渡邉判事)

ここまで、評議の材料となる当事者の主張立証について、分かりやすさという 観点から御意見を伺ってきましたが、ここからは、それらを材料として、充実し た評議が行われてきたか、評議の運営という観点で御意見をいただきたいと思い ます。充実した評議が行われるためのポイントとして、一つ目に、評議の前提と なるルールや制度について御理解いただいているか、二つ目に、話しやすい雰囲 気が確保できていたか、三つ目に、進行上の問題として、議論の対象が明確にな っていたか、十分議論する時間があったかなどの点があげられると思いますが、 これらについて御意見をお願いします。

裁判員経験者2番

量刑を判断する際のルールなどについては、私は素人だからよく分かりません

でしたが,その辺りは,裁判官から丁寧に説明していただいたので,よく理解できました。評議の運営に関しては,決して堅苦しくなく,自由に意見を述べられる雰囲気があってよかったと思います。

裁判員経験者1番

私も,2番の方と同じような感想を持っています。

裁判員経験者4番

私も同じです。

裁判員経験者3番

今回の意見交換会の雰囲気は,若干堅苦しく感じています。このような堅苦しい雰囲気では,評議はうまく進まなかったと思いますが,私が関与した事件の評議では,雑談も交えながら話合いが進められ,普通に話をすることができました。 私自身,これまで裁判の世界には縁がなかったのですが,そのときの評議は,本当にアットホームな雰囲気だと感じました。

裁判員経験者2番

裁判官が、議論の道筋から外れないように、流れをうまくコントロールしていたと思います。我々としては、自由な感覚で話をさせてもらったとの感想です。

司会者(渡邉判事)

何を議論していくか,その議論がどのような意味を持つか,などをきちんと理解しながら議論は進められていたが,議論自体は話しやすく雰囲気も良かったとの御意見だと思いますが,具体的には,どのようなことがあって,そのような雰囲気になったのでしょうか。例えば,3番の方からは「雑談を交えながら話が進められた。」とのお話もありましたが。

裁判員経験者1番

個々人の良さを引き出してくれるというか,裁判官が,よい発言を取り上げてくれたように思います。

司会者(渡邉判事)

6人の裁判員の皆さんは,それぞれの意見も持ち味もお持ちだと思いますが, それをうまく引き出してもらえた,というようなことですか。

裁判員経験者1番

はい。そうです。

裁判員経験者4番

私の場合には、私の発言した率直な意見が尊重された場面があって、それをきっかけにその後、和やかに話ができるようになりました。また、私は裁判については何も知らない家庭の主婦ですが、どうやって刑罰を決めるのか、その手順や考え方について、本当に詳しく教えていただき、私も、まじめに考えなければならないと思い、一生懸命取り組みました。

司会者(渡邉判事)

裁判のルールについては,選任手続の機会や,評議の合間など,折に触れてたびたび御説明させていただいているところですが,これまでの皆さんのお話では,裁判官からの説明については,特に違和感なく受け取っていただいているということでしょうか。

(裁判員経験者一同,うなずく。)

草場弁護士

評議中に,「あの証拠について,もっと調べたい」とか,「もっと証人の話を聞きたい」などと思ったことはありますか。

裁判員経験者2番

証人の話は,後で疑問が生じても聞き直すことができないので,記録などを見直すことができたらよいと思います。自分でメモを取っていましたが,メモを取りきれないことがあったので,証言を録音しておいて,すぐに文書化してフィードバックするようなシステムがあるとよいと思います。

草場弁護士

実際に,後で確認したいと思ったことはありましたか。

裁判員経験者2番

何点かありましたが,あまり大きな話ではなかったので,評議の場で改めて質問するようなことはありませんでした。

保坂検事

証人尋問の様子は,DVDに記録していますが,それを評議で利用することはないのですか。

鈴木判事

実際に使用することは、あまりなかったと思います。

司会者(渡邉判事)

実情としては,評議の場で証言の具体的な内容について話題になったときは,

裁判官の手控えに基づいて紹介することが多いと思います。どうしても,実際の陳述を確認する必要がある場合には,DVDの記録を再生して確認することになると思います。

保坂検事

メモを取るのに忙しくて、証人の顔や態度を十分に見られなかったことはありましたか。

裁判員経験者2番

メモを書き損じたことはありました。その場で見聞きすることか,メモを取ることか,どちらかに集中することになってしまうため,後で文書化したものをもらえるとよいと思います。

草場弁護士

執行猶予を付けるかどうかが問題になった事件を担当した方にお聞きします。 執行猶予の判断に関して,その思考過程等について,どのような説明がありましたか。

裁判員経験者2番

過去の同種事例では執行猶予が付いた事例もあることや、それがどのような事例であったのかなどの説明を受けました。結論を誘導されるようなことはなく、 裁判官の説明を基に、実際の裁判の事例を当てはめて考えました。

2. 守秘義務について

司会者(渡邉判事)

私の合議体では、裁判員の皆様が任務を終了してお帰りになる際には、裁判員を務めた感想や法廷での出来事は守秘義務の対象となっていないので、貴重な経験を多くの方に知っていただきたいことから、御家庭や職場などでどんどんお話しくださいとむしろお願いしてきたところです。4番の方からは、自己紹介の際に、裁判員の経験を近所の方にも話している、というお話を披露していただいているところですが、他の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者2番

法廷で出ている話は公になっているので,他で話してもよいと理解しています。 また,裁判員選任手続の流れや裁判の流れなど一般的な事柄も,話して差し支え ないと認識しており,職場でも話題にしています。

裁判員経験者3番

私も,会社を1週間も休んだことについて,限られた人にしか伝えていなかったので,職場の朝礼で,裁判員を経験してきたことについて,改めて事情を話しました。

裁判員経験者1番

私は家庭の主婦ですし,他の方には話はしていません。裁判員の任務が終わった後も,特には話をしていません。

司会者(渡邉判事)

何を話してよいか、守秘義務の基準が曖昧だと感じたことはありますか。

裁判員経験者4番

法廷で公になっている内容は,話してよいと理解しています。4日間を過ごした経験について,近所の方などにはお話ししました。

裁判員経験者2番

法廷で出ている話とはいっても、各家庭のプライバシーに関する話は、話さないようにしていました。法廷を傍聴している人には知られている話であっても、プライベートな話は、できるだけ話さないようにしています。

司会者(渡邉判事)

守秘義務の必要性については、どのようにお考えですか。評議の秘密については、裁判員の安全の確保の観点からも、是非守っていただきたいところではありますが、それ以外のところも含めて、裁判中の、あるいは裁判終了後の守秘義務について、何かお感じになっているところがあればお話しください。

裁判員経験者2番

どこまでの範囲で必要かはよく分かりませんが,守秘義務自体は必要だと思います。評議の内容などは,やはり秘密にすべきと思います。

司会者(渡邉判事)

評議の進行など形式的な事項なのか,実質的な評議の中身なのか,守秘義務の範囲の問題はあるにせよ,必要だとの御意見でしょうか。他に御意見のある方はいらっしゃいますか。

裁判員経験者4番

必要だと思います。限られた地域の事件に関することですから,内容について話してしまうと,関係者の誰かに伝わってしまうこともあると思います。私は,法廷で起きた出来事だけは話してよいと心掛けています。

裁判員経験者3番

裁判員裁判に関心はあっても制度については誤解している人もいて,私が裁判員裁判のことを話すと,「法廷のことを話してもいいの。」と聞いてくる人がいました。極端な例では,「裁判員に選任されたこと自体秘密ではないのか。」などと聞いて来る人もいました。一般の国民に対する裁判員の守秘義務についての説明が,まだまだ不十分ではないかと思います。

裁判員経験者2番

確かに、守秘義務について誤解している人はいて、私が知っている人でも、 裁判員に選任されたこと自体秘密だと思っている人がいました。

3. これから裁判員裁判になられる方へのメッセージ

司会者(渡邉判事)

本日の意見交換会の締めくくりに,お一人ずつ,これから裁判員になられる方へのメッセージをお願いします。

裁判員経験者1番

私個人の感想では,他人の話を聞いて理解すること,そういう訓練を日常から行っておくことが大事だと感じました。

裁判員経験者2番

実際に裁判員の抽選に当たったら,積極的に参加してほしいと思います。裁判の手続は,一般の方にはなじみが薄いと思いますが,どのように裁判が行われているのか知る大変良い機会だと思います。ただ,あまり長期間,例えば100日も仕事を休むことは困難だと思いますので,5日間程度なら参加してよいと思います。

裁判員経験者3番

めったに経験できないことであり、良い経験をさせてもらったと思います。 制度がある以上、機会があれば参加してほしいと思いますが、やはり、あまり 長期間だと参加する負担が大きいので、せいぜい1週間以内か、できればもう 少し短い期間で参加しやすいようにしてほしいと思います。また、守秘義務に ついて、一般の国民に対する周知を徹底してほしいと思います。裁判員で経験 したことを根掘り葉掘り聞いてくる人もいますし、逆に、先ほど述べたように 守秘義務の範囲について誤解している人もいて、その都度説明をしなければな らないことも多いので、その辺の宣伝をしてほしいと思います。私自身は、今 回経験できて良かったと思っていますが、やはりできれば来たくない場だと思 うので,できるだけ参加しやすい環境を作っていかないと,断る人も増えると 思います。

裁判員経験者4番

アメリカなどには、以前から裁判員と同種の制度があったと聞いています。 日本の裁判員も、例えば参加者が10人くらいいれば、もっといろいろな意見 も出てくると思います。制度自体はとても良い制度だと思っていますが、今後 も、参加する人が、喜んで参加できるような取組を続けてほしいと思います。

4. 法律家からの感想

司会者(渡邉判事)

法律家の皆様から、感想を一言ずつお話しいただくようお願いします。

保坂検事

裁判員経験者の皆様には,長時間にわたる意見交換会に御参加いただきまして,ありがとうございました。検察官の主張,立証については,基本的には分かりやすかったとの御意見で,お褒めの言葉を頂戴したものと受け取っております。要望のありました立体的な映像や動画の活用などについては,今後,検討していきたいと思います。

草場弁護士

本日は,誠にありがとうございました。今回は,私が実際に担当した事件もあって,裁判員経験者からの御意見も,より深く理解することができました。検察官が作成している1枚ものの説明ペーパーについて,大変分かりやすく有効であるとの御意見があり,弁護士としても学ぶべきところがあると思います。ただ,弁護人の話が分かりやすいとか分かりにくいという場合には,弁護技術の問題だけではなくて,事案によって,最初からストンと胸に落ちるような説明ができる事案もあれば,一般の方にはなかなか納得していただけないような事案についてきちんと御説明した上で,最後に被告人の心情,情状について御理解いただきたい事案もあり,一連の弁護活動の中での,様々な事情,背景があることも御理解いただきたいと思います。また,できるだけ証人等の生の声を聞きたいとの御意見については,今後の参考にさせていただきたいと思います。

裁判員の皆様が、法律について素人の自分たちが、刑罰を科す判断に加わってよいのかとのお悩みをお持ちであることについても、よく理解できました。 法的知識や経験のない方々が、抵抗なく参加できるよう、今後も制度運用について検討を続けていきたいと思います。

鈴木判事

本日の意見交換会では、制度の在り方等についても、具体的な御意見をいただくことができました。ありがとうございました。今後も裁判員制度の運用等について改善を図っていきたいと思いますが、具体的な審理や評議の場面においては、法曹三者の協力が必要であり、その点については、今後も引き続き協力し合って、より分かりやすいものを目指して取り組んでいきたいと思います。

報道機関からの質問

司会者(渡邉判事)

それでは、ここで記者の皆さんから質問をしていただきます。

共同诵信社(幹事社)

今日の意見交換会を終えて,率直な感想をお聞かせいただければと思います。

裁判員経験者1番

今日は非常に有意義な時間を過ごさせていただきました。皆様に感謝しています。

裁判員経験者2番

今日集まった裁判員経験者は4名でしたが,それぞれ担当した事件の内容が違っていて,そういった方々と意見交換できたのは良かったと思います。私の場合は,殺人事件のような重い事件ではなかったので,心が比較的楽だったと感じました。裁判員制度がより良いものになるためには,我々のような裁判員経験者がフィードバックしていく必要があると考えますので,今日の意見交換会に協力することができて良かったと思います。

裁判員経験者3番

貴重な経験をさせていただきありがたく思います。ただ,もうちょっとカジュアルな形で意見交換会をやらせていただければ,もっと話せたのかなというのが正直なところです。

裁判員経験者4番

裁判員裁判を経験して、毎日の生活の中で、子供や孫が、犯罪の方向に向かないよういつも考えるようになりました。本当にいい経験をさせていただきました。ありがとうございます。今日の意見交換会はすごく緊張しました。

共同通信社

裁判員裁判で見えてきた問題点と改善すべき点はどのようにお考えですか。

裁判員経験者2番

裁判員裁判の日数は5日ぐらいが限度ではないかと思います。2週間から3週間,ましてや100日など長期になった場合,制度自体が運営できなくなるのではないかと思います。そこをどのように改善するかが問題だと考えます。

裁判員経験者3番

裁判は長いと感じました。また、裁判所に来て、初めて事件の内容が分かるというのは不安に感じました。前もって、ある程度情報があればよいなと思います。 ただ、前もって殺人事件だと知れば、私は来なかったと思います。制度周知をしっかりしてほしいとも感じました。

裁判員経験者4番

一般の方が裁判員制度に参加することで実際に成果があったのかどうか私には 分かりませんが,若い方がもっと参加して裁判員制度が国民に認められるような 方向に持っていってほしいと思います。

共同通信社

法曹三者の方へお伺いしたいのですが、それぞれの立場から、今日意見を聞いた上で、今後検討すべき点があればお聞かせください。

保坂検事

冒頭陳述や論告については、分かりやすかったという意見を頂戴したので、今後、更に推し進めていきたいと考えます。証人の生の声をもっと聞きたいという点については、支障のない限り進めていきたいと考えています。証拠などのビジュアル化にも配慮していきたいと考えています。

草場弁護士

さきほど裁判員経験者の方から,あまり期間が長いと裁判員裁判に参加できないという意見がありましたが,それはそのとおりだと思います。ただ,今回の意見交換会に参加いただいている方々は自白事件を担当された方のようです。前回の意見交換会では,否認事件を担当された裁判員経験者の方から徹底的に審理したいという意見もありました。そこは担当された事件の内容によって感想は違うのかなと思います。さきほど1番の方がいろいろな証人から話を聞けて良かったというお話がありましたが,調べるべき人はきちんと調べるということを今後もやっていかなければならないと思っています。多少無駄があっても,そぎ落とすのではなく広く立証するべきだと考えます。

鈴木判事

裁判員の方々が一番負担に感じるのは、やはり刑を決断することだと思います。 裁判所は、その負担感をいかに少なくできるか検討していかなくてはならないと 考えます。

共同通信社

控訴審は,裁判員裁判の判決や判断を尊重するべきかどうか,また,その理由 も併せて教えてください。

裁判員経験者1番

私には難しすぎる問題です。

裁判員経験者2番

本当に難しい問題です。私が担当した事件は控訴されていませんが,客観的に考えると,控訴審でも裁判員の意見を取り入れてもらいたいというのが率直な意見です。そうじゃないと自分達がやったことが全部無駄になってしまいます。

裁判員経験者3番

自分達の意見を尊重してほしいとは思いますが,最終的には法律のプロである 裁判官に判断してもらうのがよいとも思います。

裁判員経験者4番

難しい問題ですが,本当に真実を見極めるためには,控訴審において裁判員裁判の判決が覆るということはあってもよいと考えます。

共同通信社

裁判員裁判を今後続けるべきかどうか,また,その理由も併せて教えてください。

裁判員経験者1番

続けるべきだと考えます。裁判員裁判を経験したおかげで,他の人とのつながりができたり,他の人といろんな議論をすることができました。そういうことは大事なことだと思います。

裁判員経験者2番

難しい質問です。続けていくべきとも思いますし、やめるべきとも思います。 正直半分半分です。続けていくべき理由としては、一般の人が裁判のプロセスを 理解することは大事なことだと考えるからです。逆に負担があまりに大きすぎる のであれば一度やめることも考えるべきだと思います。

裁判員経験者3番

私も正直どちらでもいいのかなと思います。あればあったで負担になりますし,ない方が一番良いと思います。ただ,実際に裁判員裁判を経験して,被告人席に立たないように生活していかなければいけないなと思えるようになりました。

裁判員経験者4番

裁判員制度が始まって結果的に良かったという方向に持っていっていただきたい。裁判において、法律の専門家である裁判官、検察官及び弁護人だけでなく、一般の国民が何か役に立てればと思います。私は今後も裁判員制度を続けていった方がよいと思います。

司会(渡邉判事)

それでは,時間も参りましたので,今日の裁判員経験者の意見交換会は,そろ そろ終了とさせていただきます。

今回の意見交換会でいただいた意見を参考にしながら,より充実した審理・ 評議を行っていきたいと改めて強く感じました。

参加者の皆様方には意見交換会の進行に御協力いただきましてありがとうございました。

以上